



2001
SEPTEMBER

9

きなはいや伊方まつり2001



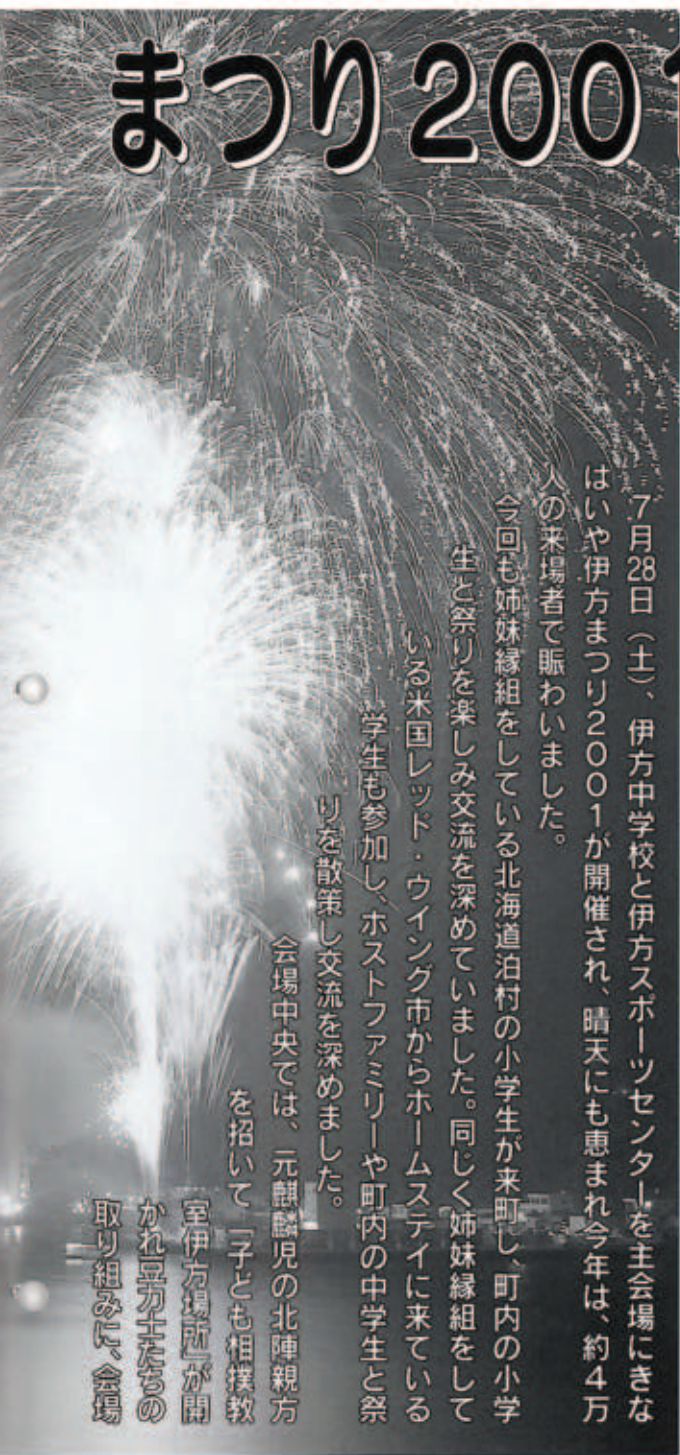
ヒラメとったよ!

— 活魚つかみどり —

ikata

PUBLIC RELATIONS No.472

まつり2001



7月28日(土)、伊方中学校と伊方スポーツセンターを主会場にきなはいや伊方まつり2001が開催され、晴天にも恵まれ今年は、約4万人の来場者で賑わいました。

今回も姉妹縁組をしている北海道泊村の小学生が来町し、町内の小学生と祭りを楽しみ交流を深めています。同じく姉妹縁組をしている米国レッド・ウイング市からホームステイに来ている留学生も参加し、ホストファミリーや町内の中学生と祭りを散策し交流を深めました。

会場中央では、元麒麟児の北陣親方を招いて「子ども相撲教室伊方場跡」が開かれ豆力士たちの取り組みに、会場



伊方堂々太鼓ジュニア



泊村とレッドウイング市の子どもたち



きなはいや小町



おいしそー



まいどありー

きなはいや伊方



から盛大な声援が飛び交っていました。
 中学生参加によるきんまレースでは、5人一組となり、200kg
 (女子は150kg)のきんまを引っ張り、顔を真っ赤にしてゴール
 を目指していました。
 恒例となっている活魚のつかみどりでは、ちびっ子たちも大勢集まり、
 ひしは濡れになりながらタイやヒラメを追いかけていました。
 この他にも酒まつりと食の祭典、仮面ライターアキトショー、パサーなど各種の
 催しがありました。
 花火大会は、きなはいや伊方おどり、今福優(島根県)による太鼓演奏の後、伊方
 湾埋立地から、2000発の花火が威勢よく打ち上げられ、夜空を色鮮やかに染め、
 観衆を魅了しました。
 31日(火)は、九町小学校体育館で「ふるさと歌まつり」が開催され、カラオケショー
 などが行われました。

ヨイショ!ヨイショ!

ヤッタセー!!



子ども相撲教室

伊方場所結果

団体戦

- ・優勝 水ヶ浦小学校A
- ・準優勝 豊之浦小学校
- ・3位 九町小学校

個人戦

- (3年生の部)
 - ・優勝 宮崎貴弘(水ヶ浦小)
 - ・準優勝 三好章仁(伊方小)
 - ・3位 渡辺真(九町小)
 - ・3位 清水隼人(水ヶ浦小)
- (4年生の部)
 - ・優勝 三根生高史(九町小)
 - ・準優勝 井上隆春(豊之浦小)
 - ・3位 宮本政明(伊方小)
 - ・3位 菊池浩喜(水ヶ浦小)
- (5年生の部)
 - ・優勝 渡辺雅之(九町小)
 - ・準優勝 竹内知彦(豊之浦小)
 - ・3位 宮藤晃平(水ヶ浦小)
 - ・3位 田中晶(水ヶ浦小)
- (6年生の部)
 - ・優勝 井上航太(豊之浦小)
 - ・準優勝 宮谷隆義(伊方小)
 - ・3位 門田祐也(九町小)
 - ・3位 辻隼人(伊方小)

≡ 学 生 募 集 ≡

- 国立波方海上技術短期大学校(旧名称 国立波方海員学校)
- 内航船舶の船舶職員(船長・航海士・機関長・機関士)の養成
- 修業年限 2年
- 募集人員 専修科 約80名
- 入学資格 高等学校卒業又は同等資格以上の者
(平成14年3月高等学校卒業見込みの者を含む)
- 選抜方法 (1)推薦による入学者選抜(書類審査、小論文、面接)
(2)一般入試による入学者選抜(国語I、数学I、英語I、面接)
- 出願期間 推薦10月1日～10月31日
一般入試(前期)10月1日～11月16日
一般入試(後期)12月10日～14年1月19日
- 試験日 推薦11月5日
一般入試(前期)11月25日
一般入試(後期)14年1月25日
- 問合せ先 〒799-2101 愛媛県越智郡波方町波方
国立波方海上技術短期大学校教務課 電話(0898)41-9640代
ホームページアドレス
<http://www1.pasutel.co.jp/namikai/kaikou.htm>

心の健康づくり講座のご案内

下記の日程で「心の健康づくり講座」を開催致します。心の健康について、正しい知識をもって健やかな毎日を送るためにも、是非、皆様受講下さいませようご案内申し上げます。

日 時 平成13年9月12日(水)
13:30～15:00
場 所 伊方町保健センター
講 演 「共に生きる町づくり」
～精神障害者をとりまく現状より～
講 師 愛媛県精神保健福祉センター
ソーシャルワーカー 徳永佳勝氏

※様々な事件により、精神障害者が地域生活を送るサポート体制が、今問われています。障害者をとりまく現状を知り、共に生きることについて考える機会にします。

詳しくは、保健センターまでお問い合わせ下さい。

事業主の皆さんへ

障害者雇用継続助成金のお知らせ

事業主に雇用された後に労働災害、交通事故等により身体障害者となった労働者(いわゆる中途障害者)を継続して雇用するために必要な施設の設置、職場復帰を促進するために職場適応措置等を実施した事業主に対して費用を助成する制度です。

1. 中途障害者作業施設設置等助成金

- 第1種 施設や設備の設置等に要する費用の2/3
限度額は、中途障害者1人につき 450万円
- 第2種 施設や設備の賃借に要する費用の2/3
限度額は、中途障害者1人につき 月額13万円 3年間

2. 重度中途障害者職場適応助成金(短時間労働者の重度身体障害者及び45歳以上の身体障害者を含む)

中途障害者1人につき、月額3万円(短時間労働者2万円) 3年間
また、障害者を新規に雇入れ、又は継続して雇用する場合にも各種の助成金制度が設けられています。詳しくは最寄りのハローワークまたは当協会にお問い合わせ下さい。
社 愛媛県障害者雇用促進協会 ☎ 089-931-7131

有害鳥獣駆除のお知らせ

町では、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除を八幡浜猟友会伊方支部に委託して実施しています。

平成12年度には、150日実施し、イノシシ29頭、カラス7羽、ヒヨドリ17羽を捕獲しました。

平成13年度も被害報告が絶えないことから、引き続き実施しております。8月20日現在、イノシシを15頭捕獲しました。

もし、農作物等の被害に遭われた方は、役場農林水産課にご一報ください。

なお、駆除に必要な免許(狩猟免許)についても、役場農林水産課までご相談ください。



役場農林水産課
☎ 38-0211

ごそんじですか！ 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。お気軽にご相談ください。費用は無料で、秘密は固く守られます。

お問い合わせは、
大洲市大洲845
松山地方裁判所大洲支部内
大洲検察審査会事務局
☎ (0893)24-2038へ

サラリーマンの奥さん

こんなとき国民年金の届出が必要です。お忘れなく

○ 第3号被保険者になります

- ①結婚して夫の扶養(被扶養配偶者)になったとき
- ②勤めをやめたり収入が減って夫の扶養(被扶養配偶者)になったとき
- ③夫が転職して別の会社員となって夫の扶養(被扶養配偶者)になったとき

第3号被保険者の保険料は、配偶者の加入している被用者年金制度全体から国民年金制度に対して拠出金として負担されるので、個別に納める必要はありません。

また、第3号被保険者の届出を遅れて行った場合は、第3号被保険者期間のうち、直近

の2年間までの期間は遡及して国民年金の保険料納付済期間に算入されますが、それ以前の期間は算入されません。

○ 第1号被保険者になります

- ①収入が増えて夫の扶養(被扶養配偶者)でなくなったとき
- ②夫が会社をやめて自営業者になったとき
- ③夫と死別したり、離婚したとき(厚生年金・共済組合の加入者は除く)

☆お勤めされて厚生年金・共済組合に加入すれば、第2号被保険者になります。事業所等で届出されますので個別に届出は必要ありません。

ねんきんコーナー



10月1日は、 事業所・企業 統計調査。

10月1日、全国一斉に事業所・企業統計調査が行われます。
我が国すべての事業所が対象です。ご協力をお願いします。



事業所・企業 統計調査

平成13年10月1日(月)

9月下旬から調査員がお伺いします。
総務省統計局 愛媛県

母子家庭医療公費負担事業

●目的

母子家庭医療は、母子家庭の母・児童が、疾病または負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担相当額を県と市町村で2分の1ずつ助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るためのものです。

●対象者

- 母子家庭の母、20歳未満の児童。
- 準母子家庭(祖母と孫(20歳未満)、姉と弟妹(20歳未満))
- 父母のない児童(20歳未満)
 - 1～3に該当する者のうち所得税外課税世帯及び生活保護非該当世帯
 - 上記の対象者で引き続き次の要件にあたる場合も認定の対象となります。
- 20歳以上の子で、大学等(高等専門学校、大学院を含む。ただし、専修学校、各種学校は対象外)に就学中の者。
- 20歳以上の子で、障害者手帳(1級、2級)を持っている者。
- 20歳以上の子で、重度または中度の知的障害者と判定された者。
※くわしくは福祉課へ問い合わせください。

第8回下水道排水設備工事責任技術者統一試験について

日本下水道協会愛媛県支部

下水道指定工事店制度の県内広域的運用の推進に伴い、排水設備工事責任技術者の県内統一の資格試験であり、各市町村において下水道排水設備工事責任技術者として登録を受けようとする者を対象として実施するものです。

1. 受験の申込手袋

- 申込期間 平成13年10月1日(月)～10月19日(金)
午前8:30～午後5:00まで
(土、日曜日、祭日を除く)
- 受付窓口 下記市町村の下水道担当課
八幡浜市、大洲市、宇和島市、保内町、他
- 提出書類
 - 受験申込書 (伊方町水道課にあります。)
 - 受験票 ()
 - 受験資格を有することを証する書類(卒業証明書等)
 - 住民票
 - 写真 2枚(縦4cm×横3cm)
 - 試験手数料 3,000円

2. 受験講習会について

試験を受けようとする者を対象として、受験講習会を実施するものです。
開催日 平成13年11月13日(火)午後1:30～3:30
会場 松山市総合コミュニティセンター
受講料 2,000円 テキスト代 2,000円

3. 試験日等について

試験日時 平成13年12月2日(日)午後1:30～3:30
試験会場 松山大学 ※ 駐車場なし
試験の内容 学科試験のみ
一般分野……下水道一般・法令・事務手続き
技術的分野……設計・施工・維持管理等

4. その他

責任技術者統一試験・更新講習実施予定

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
統一試験	○	○		○		○
更新講習	○		○		○	

受験資格等、詳細については伊方町水道課までお問合せください。

平成13年度母子家庭及び寡婦自立促進対策事業

(ホームヘルパー養成研修2級課程)受講者募集

1 目的

母子家庭及び寡婦の自立促進のため、ホームヘルパーの就労希望者を対象に、福祉サービスの基本視点の理解、業務内容やサービスの利用に関する知識等の必要な知識及び具体的な技術について修得するため研修を実施する。

2 主催

(財)愛媛県母子寡婦福祉連合会

3 開催期日

平成13年10月～平成14年2月

4 受講対象者

- 母子家庭の母及び子女または寡婦
- ホームヘルパーに就業を希望している者

5 募集定員

20名(申込者多数の場合は、選考により決定)

6 日程及び内容

- 講義
 - 期日 平成13年10月～11月
 - 開講式 10月5日(金)
 - 会場 八幡浜市保健福祉総合センター
(八幡浜市松柏乙二一〇〇)
- 実技演習
 - 期日 平成14年1月～2月
 - 会場 八幡浜市保健福祉総合センター
(八幡浜市松柏乙二一〇〇)

(3) 実習

- 介護実習 (平成14年2月)
 - ことぶき荘・青葉荘
 - 訪問介護同行 ()
 - 社会福祉協議会
 - 在宅サービス ()
 - 提供現場見学
 - ことぶき荘・青葉荘

7 受講の申し込み

受講希望者は、所定の用紙により、お住まいの市町村役場の母子福祉担当課へ印鑑をこ持参の上、お申し込みください。
(すでに3級の資格を持っておられる場合は、証明する書類を添付してください。)

8 申込締切日

平成13年9月10日(月)

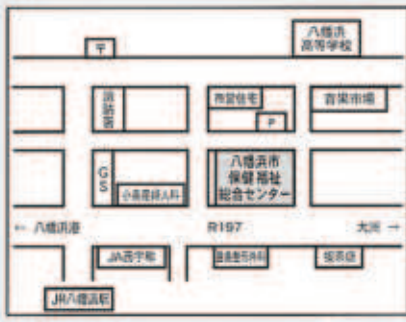
9 修了証明書の発行

養成講習の全課程を修了した方には、修了証明書・携帯用修了証明書を交付します。

10 受講料

無料
(テキスト代6,800円は自己負担)

11 会場



児童扶養手当

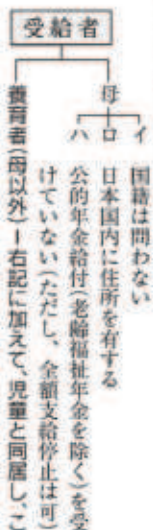
【制度の目的】

父と生計が同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

【支給要件】

手当は、父と生計が同一でない児童を母が監護するとき、または母以外の者が児童を養育するとき、その母または養育者に対し支給されます。

一、手当を受けることができる人



これを監護し、かつその生計を維持している。

二、手当の対象となる児童

- イ 国籍は問わない
- ロ 日本国内に住所を有する
- ハ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ニ 20歳未満の一定の障害のある児童
- ホ 次のいずれかに該当する児童
 - A 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消した児童
 - B 父が死亡した児童
 - C 父が重度の障害の状態にある児童
 - D 父の生死が明らかでない児童
 - E 父が引き続き1年以上遺棄している児童
 - F 父が引き続き1年以上拘禁されている児童

- G 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)により、未婚の母子の方で子が父親に認知された場合も手当を受けることができるようになります。
- H ※ 制度改正により、未婚の母子の方で子が父親に認知された場合も手当を受けることができるようになります。

児童扶養手当について

【所得制限】

手当を請求する人の前年(1月から6月までに請求する人については、前々年)の所得が、一定額以上あるときは、手当は全額または一部の支給が停止されます。

また、手当を請求する人と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者(兄弟姉妹及び直系血族)の前年(1月から6月までに請求する人については、前々年)の所得が、一定以上あるときも手当は全額支給されません。

なお、13年8月以降の月分の手当の支給に関する所得制限については、次のようになっています。

(注) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額は、左表の額に次の額を加算した額とする。

▼本人の場合は、

- ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
- ②特定扶養親族1人につき15万円

【所得制限限度額表】

(単位：円)

扶養親族の数	申請者		扶養義務者
	全部支給	一部支給	全部支給
0人	458,000	1,540,000	2,360,000
1人	904,000	1,920,000	2,740,000
2人	1,326,000	2,300,000	3,120,000
3人	1,748,000	2,680,000	3,500,000

【手当額】

平成11年4月1日改定(単位：円)

	全部支給	一部支給
児童1人の場合	月額 42,370	28,350
児童2人の場合	月額 47,370	33,350
児童3人の場合	月額 50,370	36,350

4人目以上は児童が1人増えるごとに、月3,000円が加算される。

【手当の支給】

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

手当の支払いは、認定を受けた時期によって、郵便局振込(昭和60年8月1日以前に認定を受けた者)と銀行等口座振込(昭和60年8月1日以降に認定を受けた者)があります。

また、4月、8月、12月の11日(11日が金融機関休業日の場合は、その前営業日)にそれぞれ前月までの手当が支給されることとなっています。

なお、手当の支給を受ける権利は2年を経過したときは時効によって消滅しますので、注意してください。

【支給手続】

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、役場の窓口へ必要書類を添えて申請し、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

○主な必要書類

- 一、児童扶養手当認定請求書
 - 二、請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本
 - 三、請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票
 - 四、預金通帳の写し(口座振込先の確認に必要です)
- その他受給理由等により、上記以外の書類も提出していただく場合があります。

【手当の請求期限】

昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当するようになった方については、支給要件に該当してから5年間が経過すると、手当の請求をすることができなくなります。

【罰則】

偽り、その他不正の手段により手当を受けた場合、罰せられることがあります。

※ この制度について、おわかりにならないことや詳しくお知りになりたいことがありましたら、役場福祉課または、愛媛県児童福祉課へ問い合わせください。

特別児童扶養手当及び

特別児童扶養手当

【制度の目的】

精神または身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。

【支給要件】

手当は、障害児の父もしくは母がその障害児を監護するときまたは父母以外の者が障害児を養育するとき、その父もしくは母または養育者に対し支給されます。

【受給者】

- 父または母
 - 日本国内に住所を有する。
 - 障害児を監護する。
- 養育者（父母以外）
 - 障害者と同居・監護・生計維持の要件が加わる。

【障害児】

- (20歳未満)
 - 日本国内に住所を有する。
 - 障害を支給事由とする年金を受給していない。
 - 障害児が措置入院していない。
- (全額支給停止は可)
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(第三(下)に定める程度の障害の状態にある。
 - 児童福祉施設等に入所措置されていない。

【支給手続】

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、市町村の窓口へ必要書類を添えて申請し、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

○主な必要書類

- 一、特別児童扶養手当認定請求書
- 二、請求者と障害児の戸籍の謄本または抄本
- 三、請求者と障害児の属する世帯全員の住民票
- 四、特別児童扶養手当認定診断書(省略できる場合有)
- 五、振替預入請求書

(郵便局)：請求者名義のもの

【手当の支給】

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。手当の支払いに関する事務は、郵政大臣が行うものとされており、支払いは通常郵便貯金に振替預入されます。(全額国費)

- 12月期(8~11月分) 11月11日
 - 4月期(12~3月分) 4月11日
 - 8月期(4~7月分) 8月11日
- ※11日が日曜日もしくは土曜日または休日となる場合は、その日の直前の営業日に支給されます。

【手当額】

手当額は法律で定められています。(平成11年4月1日改正)

重度の障害児(1級) 1人につき………月額 5万1550円

中度の障害児(2級) 1人につき………月額 3万4330円

【所得制限】

所得の高い者に対してまで手当を支給する必要は乏しいと考えられるので、所得制限が行われています。

(注) 平成12年においては、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額は下表の金額に次の額を加算した額とする。

- (1) 本人の場合
 - ① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ② 特定扶養親族1人につき25万円
- (2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円

下表は、平成13年7月から平成14年6月までに申請のあった認定請求書及び平成13年度所得状況届に適用されます。

この限度額以上の所得がある場合、平成13年8月から平成14年7月までの間、支給停止となります。

【平成13年 所得制限の限度額表】 (単位:円)

扶養の級数	配偶者及び扶養義務者	
	本人所得額	所得額
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000
以下、1人ますごとに	380,000円加算	213,000円加算

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第三(第一条関係)

- (一級)
- ①両眼の視力の和が〇・〇四以下のももの
 - ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④両上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの
 - ⑧体幹の機能に著しい障害を有することができない程度または立ち上がる事ができない程度の障害を有するもの
 - ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - ⑩精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (二級)
- ①両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
 - ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - ③平衡機能に著しい障害を有するもの
 - ④そしやくの機能を欠くもの
 - ⑤音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥両上肢のおや指及びひびとさし指または中指を欠くもの
 - ⑦両上肢のおや指及びひびとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑨一上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑩一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑪両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑬一下肢を足関節以上で欠くもの
 - ⑭一上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑮一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑯両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑰一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑱一下肢を足関節以上で欠くもの
 - ⑲一上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑳一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ㉑両下肢のすべての指を欠くもの
 - ㉒一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ㉓一下肢を足関節以上で欠くもの

お問い合わせ

この制度について、くわしくお知りになりたいことがありましたら、役場福祉課または愛媛県障害福祉課にお問い合わせください。

この制度について、くわしくお知りになりたいことがありましたら、役場福祉課または愛媛県障害福祉課にお問い合わせください。

9月9日は救急の日

救急車の利用方法ご存知ですか？



「救急の日」は、皆さんに救急業務について正しい理解と知識を深めて頂くために制定されました。

救急車は誰でも119番通報すれば利用する事ができます。しかし、「病院に連れて行って欲しい」など安易な利用とか、いたずら等で出動すると、その間に重症患者が出ても出動できなくなるので、安易な利用は避けましょう。

救急車の呼び方

1秒でも早く通報できれば！ 119番通報

- ①火事が救急かを告げます。
救急です。
- ②住所、あるいは事故が発生した場所を伝えます。
〇〇町 地区名 〇〇宅です。
- ③近くに目標となる建物、交差点などを言います。
目標は 〇〇 です。
- ④どのような状況ですか？
意識・出血の有無・かかりつけの病院等
- ⑤あなたの名前と電話番号を教えてください。
名前は 消防太郎 です。
電話番号は 36-3119 です。

ポイント

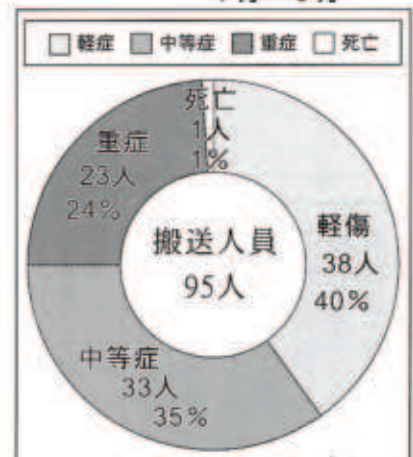
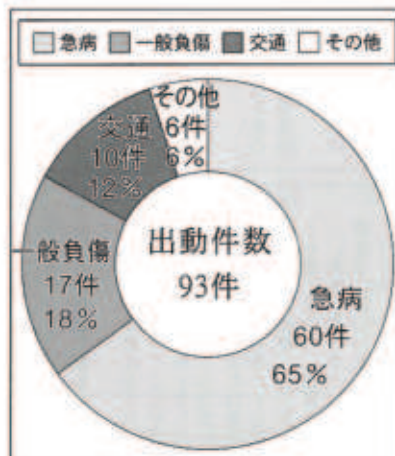
- ① 火事・救急・救助は「119」です。
正確にダイヤルしましょう。
- ② 八幡浜の消防署につながりますので、必ず場所を伝えてください。
それから、近くの目標物を落ち着いて伝えます。「そんなことはいいから早く来て！」など慌てる気持ちは分かりますが、場所が分かれば、より早く救急車が到着できます。
- ③ 患者は何歳か、男性か女性か、意識はあるかなどを伝えます。
- ④ 病院は、かかりつけの病院を優先して手配しますが、八西管内の病院にしか搬送できない事を理解しておいて下さい。

◆伊方町における救急出場状況（平成13年中）

1月～6月

お知らせ

皆さんもご存知とは思いますが、携帯電話・PHSからの119番が八幡浜地区消防署に入るようになりました。しかし、電波の状況により通話が途切れる場合があります。なるべく一度つながったら、その場を移動されないようお願いします。



八幡浜地区消防署 第二分署 (☎ 36 - 3119) ・伊方町消防団

平成十三年度秋巡業 大相撲伊方場所 新庁舎落成記念

○開催日時 平成13年10月24日(水)午前8時開場
 ○開催場所 伊方スポーツセンター3階アリーナ・4階観覧席

一般券売開始 8月20日(月)～連日午前9時～午後4時

(土・日の販売は行いません)

購入方法

- ①購入希望の席種、席数を下記の料金表を参考にして決めて下さい。
 - ②チケット代金を持って販売所にお越し下さい。チケットをその場でお渡しします。
- なお、受付順に座席を決定させていただきますのでご了承ください。

注意

全席指定制
 座席指定は受付順となりますので、席種、座席指定等はこちら希望に沿えない場合もございます。

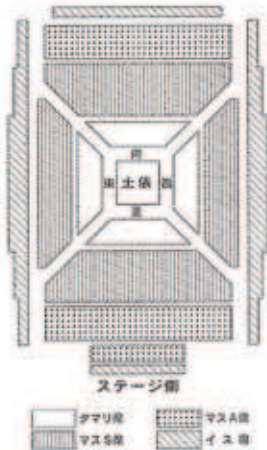


販売場所及びチケット料金表

伊方町中央公民館 1階ロビー
 伊方町湊浦 1995-1
 ☎ 38-2661・38-0211
 大相撲伊方場所実行委員会事務局

- タマリ席 14,000円(1名分) (内消費税等666円)
- マスS席 44,000円(4名分) ※11,000円(1名分) (内消費税等523円)
- マスA席 38,000円(4名分) ※9,500円(1名分) (内消費税等452円)
- イス席 7,000円(1名分) (内消費税等333円)

座席図



歳時記

北日本など一部の地域を除くと、九月初旬はまだ夏の内。残暑に悩まされる日が続きますが、それでも朝方や夕暮れどきなど、ふと秋の気配が感じられるようになります。

秋風

やがて、夜がだんだんと長くなり、朝夕が冷え込み、露の降りる日も現れるようになると、秋気が募ってきます。そんな秋の訪れを、二十四節気では「白露」とい

い、新暦の九月七日前後がその時期に当たります。このころになると、それまで生暖かかった風にも冷たさが加わります。

「秋風」とは、文字どおり秋に吹く風を指しますが、夏や冬の季節風のように定まった風向きはありません。俳句の世界では、秋の初風をいう場合もあり、晩秋の

身にしみるような冷たい風をいう場合もあるようです。

「秋」と読み方が同じ「愁(しゅう、うれい)」、「飽(あき)にかけて、うれいを含んだ風の意味で「愁風」、心の破綻があるという意味で「飽き風」と詠んだ詩や句が、昔から多くつくられています。

秋風を色に配して白、素風と呼ぶこともあります。石山の 石より白し 秋の風 芭蕉

これは、白露を連想させる白く光った風です。実体のない風に色を与えることで、その特色を浮かび上がらせた句です。

同じ秋に吹く風である台風や、初冬の木枯らしなど、さまざまな風を色にたとえてみるのも面白いですね。



高齢者の在宅福祉サービスについて

伊方町では、在宅の高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、介護保険以外の独自の在宅福祉サービスを実施しています。

事業の内容について順次紹介いたします。

事業名	事業概要	項目	説明
はり・きゅう・ マッサージ施 術費助成	町内の高齢者の健康保持増進と福祉の向上を図ることを目的とし、はり・きゅう・マッサージ施術費用の一部を助成いたします。 尚、受診される方は高齢者手帳(又は65才以上が確認できるもの)をご持参下さい。	対象者	町内に居住し住民基本台帳に登録されている満65才以上の者
		内 容	1人月3回まで、はり・きゅう・マッサージ施術費(基準額)の1/2を助成 ○診療報酬基準額 ・はり全身 3,000円 ・はり・きゅうセット 8,000円 ・ ろ 半身 2,500円 ・はり・マッサージセット 3,500円 ・きゅう 5,000円 ・マッサージ 3,000円
		指 定 施 術 所	はり・きゅう 湊 浦 元気塾 松川 孝 マッサージ 豊之浦 治掌堂治療院 竹内 百子 はり・きゅう 須賀 宇都宮はり灸治療院 宇都宮ヒサノ マッサージ 中之浜 山本治療所 山本 守 河内 福山指圧治療院 福山 賢一 西 九町治療院 根来 隆雄
		相 談	福祉課
機 能 訓 練 (リハビリ教室・ リハビリ訪問)	要介護状態にならないよう、仲間との交流を通して、心身の機能回復を図り、生活の質の向上を目的としています。	対 象 者	リハビリ教室 脳卒中等で機能訓練や支援の必要な方 生き生きクラブ 虚弱で閉じこもりがちな高齢者等
		場 所	リハビリ教室 保健センター 生き生きクラブ ワークいかた
		回 数	リハビリ教室 月2回 生き生きクラブ 月1回
		時 間	13:00～15:00
		内 容	健康チェック、内科診察、理学療法士によるグループ体操、集団体操(脳卒中体操)、レクリエーション、創作他
		費 用	無料
		相 談	保健環境課(保健センター)
		給食サービス	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭及び寝たきりの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的にお届けし、健康維持・安否の確認とふれあいを図ります。
内 容	毎月1回		
費 用	無料		
相 談	民生児童委員、社会福祉協議会		
SOS カードの 作成配布 (八幡地区はいかい 老人等SOSネット ワーク事業)	高齢化社会の進展や社会環境の変化に伴い老人痴呆等による老人の行方不明事案の増加が懸念されるため、迷い老人等の行方不明事案に対し保護活動に関する情報の一元化を図るとともに、迅速かつ組織的に発見、救護活動とアフターケアを行う事業の一環としてSOSカードを希望する対象者に作成し配布する。	対 象 者	町内に居住する高齢者の内 ・ 徘徊のおそれのある高齢者 } ・ 独居高齢者 } で、作成の趣旨を理解し、希望する者 ・ その他希望者
		内 容	希望される方は、所定の様式に必要な事項を記入し写真(似顔絵)を添えて福祉課へ提出、警察署内の事務局においてSOSカードを作成する。そのカードを対象者に民生児童委員から配布していただき常時携帯するよう指導する。
		費用負担	八幡浜地区防犯協会が負担
		相 談	民生児童委員、福祉課

● 詳しい内容については、伊方町役場福祉課までお問い合わせ下さい。 ☎ 0894(38)0211

インタビュー

(75)



子どもたちのアイドルです!
 たなか
田中かよさん
 (22歳)

- 住所 仁田之浜
- 身長 150cm
- 体重 ?kg
- 血液型 B型

職業(勤務先)

豊之浦小学校

あなたの性格は?

明るく活発だけどものすごく優柔不断です。

趣味・特技は?

ピアノを弾くこと、スポーツをすることです。

今一番熱中していることは?

パソコンをいじることです。

好きな異性(同性)のタイプは?(例えば誰)

自分(コレだけは誰にも負けないというもの)をもっている人です。

将来の夢は?

幸せな家庭を築きたいなあ…。

伊方町をどう思いますか?

山があって海もあって、夜には星も見える、自然が豊かでホッとできる町です。

町づくりに対する希望・意見などをどうぞ

このままの自然豊かな町であってほしいです。

はじめまして。

ハワイから来た Sarah May (セーラ メイ)です。

もし、あなたの回りで外国人を見かけたらそれは多分私です。私は、エリシャにかわって8月にIKATAに来ました。23歳でハワイで生まれ育ちました。大学はマサチューセッツ州のスミスカレッジを卒業しました。

専攻は日本語でしたがあまり上手くないのでIKATAでもっと勉強しようと思っています。ハワイでは小さいころからテニスやカヌー、ボディーボードで遊んでいました。

はじめは、IKATAに行くことをためらいました。というのも日本の人々にIKATAを知っているかと尋ねると皆さん「ええ?どこ?」と言って困っていたからです。しかし、エリシャがIKATAについて色々教えてくれ、またIKATAの役場から手紙とビデオを送っていただきとても安心しました。

IKATAは海があり果物(特にみかん)がおいしいとのことで、とてもハワイに似ていると思います。私は食べることが大好きですが納豆だけは食べられません。IKATAではおいしい果物とシーフードを食べることを楽しみにしています。

それ以上にIKATAの人々と出会い、地域の一員になれることを楽しみにしています。

どうぞよろしくお祈りします。



セーラ メイさん

暮らしのワンポイント

秋でも油断大敵「食中毒」

秋の気配の迫る九月。実は、まだまだ食中毒が多発する時期でもあります。夏の暑さで体力が弱って菌に対する抵抗力が落ちていたり、もう秋だという油断から食べ物への警戒心をゆるめてしまったりするためです。

こうした注意は、すべての食中毒に当てはまりません。手洗いの励行という、基本中の基本も忘れないようにしましょう。

腸炎ビブリオ、サルモネラ、病原大腸菌の「三大原因菌」と並んで、最近ではカンピロバクターによる食中毒の発生が特に目立っています。

食中毒を起こす菌にはいろいろな種類がありますが、毎年夏から初秋にかけて急増するのが腸炎ビブリオです。原因となる主な食品は生鮮魚介類やその加工品。食中毒を防ぐには、①買い物に出かけたときは生鮮魚介類などを最後に購入し、まっすぐ帰宅する ②買った食品はすぐに冷蔵庫に入れて保管する ③十分加熱調理をし、調理後は早く食べる。おかずのつくりおきはしない ④まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯で消毒して、しっかり乾燥させる、などの注意が必要です。



伊方発電所の状況

1. 運転状況について(平成13年7月末現在)

- 伊方1号機 (定格出力56万6千kw) 現在100%出力で運転中
- 伊方2号機 (定格出力56万6千kw) 現在100%出力で運転中
- 伊方3号機 (定格出力89万kw) 現在100%出力で運転中



2. 3号機窒素ガス封入装置異常警報の発信について

7月2日午前1時13分、3号機発電機内の窒素ガス封入装置の異常を示す警報が発信しました。この装置は、発電機の内部に冷却用として封入している水素ガスが大量に漏れた場合に安全のため、緊急に窒素ガスを発電機内に封入し、火災を防止する装置で、調査の結果、窒素ガスボンベ90本のうち1本の安全弁部分でガスの漏れが発生していることが確認されました。このため、関連する全てのボンベの取り替えを実施し、午後3時18分、正常に復旧しました。なお、町・県が立入り調査を実施し、環境への放射能の影響のないことを確認しました。

3. 新燃料の搬入について

7月26日、伊方発電所へ新燃料122体(1号機用40体、2号機用36体、3号機用46体)が搬入されました。午前6時55分、輸送船「ほくしん丸」が伊方発電所専用岸壁に着岸。燃料の入った容器を1体ずつクレーンで吊り上げ、トレーラーに積み込み、1・2号機原子炉補助建家及び3号機燃料取扱棟まで運ばれました。午後1時47分、「第3建星丸」が着岸し、同様に運ばれ、午後4時49分、作業を終了しました。なお、町・県の合同による立会を実施し、作業の安全を確認しました。

まごころ銀行

千葉県成田市(加周出身)の茅田泰三さんから、香典返しとして10万円のご寄付をいただきました。ボランティア伊方伊方(上野修二会長)から、きなはいや伊方まつり2001(7月28日)で開催された「チャリティー得々市」の全売上3万6700円、伊方町商工会女性部から、同まつりで開催された「不用品販売」での売上金の一部2万円、ご寄付をいただきました。

お礼

町では早速、まごころ銀行に預託、有意義に活用させていただくことにしました。紙上から厚くお礼申し上げます。
 大阪府摂津市にお住まいの上田熊雄さん(西出身)から3万円、広報紙編集費用にとご寄付いただきました。紙上から厚くお礼申し上げます。

町内の交通事故

(平成13年8月1日現在)

- 発生件数…… 49件 (7月…… 4件)
- 負傷者数…… 24人 (7月…… 1人)

9月21日、30日まで「秋の全国交通安全運動」が展開されます。今回は、お年寄りにやさしい運転を心がけましょう。
 ・車に乗ったら必ずシートベルトとチャイルドシートをつけましょう。
 ・を重点としています。
 ・ドライバーの皆さんは、十分注意をして安全運転に努めましょう。

伊方・町見駐在所

人の動き

平成13年8月1日現在
 世帯数 2,562世帯 (+5世帯)
 人口 6,867人 {男3,314人 (+5人) (+13人) 女3,553人 (+8人)}

えんむすび

(7月受付分)
 (太字は町内在住者)
 氏名 本籍地

お誕生おめでとう
 よい子に育ってくだ
 さい
 保護者 続柄 児名

おくやみ
 死亡者 年齢 住所

※広報に載せて欲しくない人は、事前にお知らせください。

税 今月の納税

- 町・県民税 (第4期)
 - 固定資産税 (第4期)
 - 国民健康保険税 (第4期)
- 10月1日までに納めましょう。

■ ホームページアドレス ■
<http://www.shikoku.ne.jp/ikata/>
 ■ E-mailアドレス ■
kikaku@ikata.shikoku.ne.jp

発行/伊方町 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993-1
 編集/総務課 ☎(0894)38-0211 FAX 38-1373
 印刷/株豊豫社 八幡浜市松柏 ☎(0894)22-0144

わたしたちの街に新しい発見

ふ♥れ♥あ♥い

いかた

■ 教育だより

発行 / 伊方町教育委員会 編集 / 生涯学習課 印刷 / (株)豊豫社

小学生国内派遣研修 (北海道泊村)



大自然の中でラフティング

今月の主な紙面

- 親善大使北海道泊村へ
- 人権学習シリーズ
- 地区懇はじまる
- 伊方つれづれの記
- 学校通信
- 俳句クラブ
- 人材育成事業参加者の募集
- 川柳クラブ
- スポセンだより
- 図書室だより
- 町見郷土館から

毎月第2日曜日は「家庭の日」です。

9月のテーマ

“お年寄りや目上の人を大切にしよう”

(実践方法)

- お年寄りを囲んで、若い頃の苦勞話や昔話に耳を傾け、お年寄りへの理解と敬愛を深めよう。

親善大使 北海道泊村へ！

町内小学生20名

8月6日(月)から8日(水)までの3日間、町内小学生(6年生)と随行者3名の23名で北海道泊村方面への派遣事業を実施しました。

これは、21世紀を担う青少年の健全育成を促進する事業です。

姉妹町村である北海道泊村へ子どもたちを派遣し、文化、人的交流をはかり様々な体験学習等を通して幅広い見識を持ち、行動力のある人材を育

てることを目的に教育委員会が実施するもので今回で3回目となります。

初日は、ラフティング(川下り)を行いました。尻別川の約8キロの行程を2時間かけて漕ぎ続けました。初めは、こわばった表情で大きな岩が近づくと、「あぶない」、「あぶない」を連発し、自分一人の力を経験しました。慣れてくると子ども達の息もピッタリと

合い、楽しみながらできるようになりました。

泊村では地元の小学生14名と一緒に、アイススケート体験、ウニの養殖場の見学などを行いました。泊村の子ともたちとはすっかり打ち解け、楽しく貴重な体験を共有することができました。

研修生達は北海道の大自然にふれ、多くの友だちを作り、夏休みの楽しい思い出を、また一つふやすことができました。



アイスリンクでハイポーズ



ウニの養殖場見学(泊村)



手作りソーセージおいしそっ!

平成13年度 地区別同和教育懇談会 はじまる

～差別のない町づくりは 町民全員の学習から～

役割的立場で地区懇を充実させていきたいと考えております。全町民を対象にした年に一度の学習会です。人権尊重・正しい共通認識の上に立ち、同和教育を一刻も早く解決するためにも町民一人ひとりが自主的に参加することにより、「気づき」「考え」「行動」へとつなげていきたいものです。区長さんより、マイク放送、チラシ等で案内がありますので積極的に参加をお願いします。

同和教育の解決に向けて正しい理解と認識を深めようと、今年も8月22日の川永田地区からスタートして、「地区別同和教育懇談会」を開催しています。各地区区長さん、公民館主事さんを中心に日頃より差別解消に向け、熱心に取り組んでいただいておりますが、特に今年度からは、昨年制定した「人権尊重の町づくり条例」にも掲げられているように、行政職員自らが地域活動の実践及び自己啓発に努め、率先して参加し、ファシリテーター(司会、進行補助



(熱心に学習) 地域推進員研修会

地区別同和教育懇談会 開催地区別予定表

地区名	地区懇開催状況
大 浜	9月5日(木)19:00
中 之 浜	9月4日(水)19:30
仁 田 之 浜	8月25日(土)19:00
河 湊 浦 内	9月30日(日)13:30
湊 浦 二 浦	8月30日(木)19:30
湊 浦 一 浦	9月1日(土)19:30
小 中 浦	8月24日(金)19:30
中 浦	8月29日(水)19:30
川 水 田 一	8月22日(水)19:30
川 水 田 二	未 定
伊 方 越 浦	9月23日(日)19:30
伊 方 越 浦	9月30日(日)13:30
豊 之 浦	8月31日(金)19:30
奥 向 畑	8月23日(木)19:30
須 賀 保	9月1日(土)19:30
須 賀 保	9月7日(金)19:30
久 西	8月24日(金)19:30
久 西	9月30日(日)13:00
二 加 見 周 浦	9月19日(水)19:30
二 加 見 周 浦	9月20日(木)19:30
田 之 浦	未 定
田 之 浦	未 定
古 屋 敷 津 成	9月29日(土)19:00
鳥 津 成	8月31日(金)19:00
大 成	8月29日(水)19:00

すぼせんだより

一日体験教室のお知らせ

関節症者・腰痛者のための 水泳教室

9月20日(木曜日)



(時間)
 午前の部 10:30~11:30
 午後の部 14:30~15:30
 夜間の部 19:00~20:00

3回実施

(内容)
 関節または腰に不安のある
 人のための初心者水泳教室

(利用料金)
 施設使用料のみ



(場所)
 伊方スポーツセンタープール

※お申し込みお問い合わせは下記にご連絡下さい

伊方町役場生涯学習課 ☎ 38-0211
 伊方スポーツセンター ☎ 38-1100
 ☎ 38-0776

学校通信

「野外体験学習」

豊之浦小学校

8月10・11日の1泊2日で全校児童と保護者、約90名が参加して野外体験学習を浜の公園を中心に実施しました。

1日目は、海水浴・きもだめし・花火大会等を行い、夜は自分たちで四苦八苦しながら設営したテントで眠りましたが、夜遅くまで子どもたちの楽しそうな話し声が聞こえてきました。2日目は、漁船による黒烏一周クルージングを行いました。途中、お父さんたちが仕掛けておいてくれた網を引き上げ、魚

のとり入れも体験しました。思った以上の大漁に子どもたちも大喜びでした。

初日に、強い雨と風に悩まされましたが、それれも子どもたちにとつては夏休みの楽しい思い出の一つとなりました。



平成13年度

伊方町人材育成事業

参加者の募集について

伊方町教育委員会では、次により人材育成事業の参加者を募集しております。

《目的》

地域活性化の担い手となるため、意欲的に学習及び研修に参加する個人または団体に経費の全部または一部を助成することにより、有用な人材の育成を図ることを目的とする。

《応募資格》

この事業の目的を理解し、意欲的に参加を希望する者で、次に掲げる要件を備える者とする。

- ◆伊方町内に在住し、1年以上を経過した者、またはその家族が伊方町内に居住している者であること。
- ◆町税を完納していること。
- ◆現在及び将来、地域・職場及び団体等において活発な行動が期待できる者であること。

《募集人員》

- ◆地域リーダー育成事業
- ◆技術修得事業
- ◆その他特に人材育成に寄与すると認められる事業

予算の範囲内の人数

《募集期間》

- ◆9月末までにご応募ください。

※詳しくは生涯学習課(38-0211)までお問い合わせください。

町見郷土館から

夏休み猛暑の中、小中学生達と取り組んだ体験学習「原始住居を作ろう」も9月上旬には完成予定です。

カヤや竹など資材の調達には多くの町民の方々のご協力を頂きました。この場を借りまして厚くお礼申し上げます。途中堅穴掘りでは昔の建物の基礎が出て大変苦勞しました。上屋の骨組みなども容易

ではありませんでした。そんな数々のアクシデントにもめげず、炎天下住居作りに参加された皆さんには本当に頭が下がります。

マニユアルのないライブならではの緊張感と、アクシデントを受け止め皆で超えていく達成感をこの夏の思い出としてしっかりと心に止めておきたいと思っています。

皆さん、お疲れ様でした。そして、ありがとうございます。

人権学習シリーズ (141)

ほんとうに、それでいいのかな？

「幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」ということは、人間なら誰もがもつ願いです。このことは、日本国憲法によって大人から子どもまですべての国民に保障されている権利です。しかし、今の世の中には、この権利が踏みにじられいろいろな差別を受けて人権が侵されている事実があります。

わたしたちは人間として生まれた以上、一人ひとりに自由で平等な権利が認められなければなりません。

お互いに人権を尊重しあい認めあって、ほんとうの民主主義の世の中を実現させていくことがわたしたちに与えられた課題ではないでしょうか。毎日の生活の中には、人間の値うちを出生地、家柄、財産、職業等によって計ろうとする考えがまだまだ根強く残っています。もう一度、自分の心の中をのぞいてみませんか。

ここに、今野敏彦編著「人権読本 じんけんの詩」から一編の詩を紹介します。

「三ない」は、ほんとうかな？……

ぼくたちの学級に
人をばかにしたり
人を仲間はずれにしたり
人をいじめたり
そんな差別が生まれる
ふんいきはないよ

ほんとうかな？

ぼくたちの学級に
人がばかにされたり
人が仲間はずれにされたり
人がいじめられたり
そんな差別は
起きてないよ

ほんとうかな？

わたしたちの学級に
差別はないから
差別は起こっていないから
差別をなくす学習なんて
する必要は
ないと思うの

ほんとうに、それでいいのかな？

- ☆ この詩の「学級」を家庭、職場、地域社会などにおきかえてみてください。それぞれに差別体質がほんとうに「ない」のでしょうか。差別を見抜く力が不足しているだけではないのでしょうか。
- ☆ 差別が起きていないから、差別がないわけではありません。差別の「小さな芽」は誰の心の中にもあるのです。差別の芽は「小さなうちに」つみとりましょう。
- ☆ 人を差別しないために、また差別されないために、わたしたちはなにを学び、なにを实践するか、繰り返し繰り返し学習しなければなりません。ひとりひとりの、こうした学習の積みかさねが差別のない社会を導くのではないのでしょうか。

俳句クラブ

炎昼や庁舎の時計針かさね	四阿の句座に涼しき風通る	波立ちし夕べの風に煽る萩	炎天を睨みて留守屋 鯨護り	風涼し木蔭に止めし乳母車	胸の内話せば軽し竹落葉	子守りより解かれ摘果の日曜日	日々摘果極暑に耐ふること久し	朝焼に染まりし浦をジョギングす	門あるき野歩き亡母の夏帽子	湯上りの縁より仰ぐ月涼し	老人の労り合ひつ青葉蔭	合歡の花岬やさしくなりにけり	盆近し無沙汰を詫びつ墓掃除	献水の終れば蝶も蜂も来て	電柱の陰まで拾い炎天下	曲がるまで子ら見送りし晩夏かな	天梯をかけて湯浴し天の川	紫蘇エキス朋友に教わり暑気秘薬	宮の杜すっぽり包み蝉しぐれ	胡蝶蘭の白き奢りや応接間	息災を折りつ妻と輪をくぐる	天気報猛暑続きや救急車
岩見 愛子	古田 シオ	古田 かずあ	志賀 トモエ	櫻尾 久恵	岩井 ふみえ	山田 美恵子	川崎 安子	山田 弥生	川縁 秀子	林 そで子	大沢 昭子	菊池 あつ子	広野 ナツコ	山口 朝子	城岡 さかえ	浜田 保仁	城岡 正治	上田 文男	上口 久志	松田 紋司朗	勇徳 憲市	山田 正明

伊方つれづれの記

『伊方つれづれの記』は「伊方つれづれの記」と「伊方つれづれの記」を隔月におとけします。

歴史のどのステージでも、私がいつも心魅かれるのは、時代の力学に敗れ、歴史の方向に外れてしまった人間とその所産である。

それは「尊厳」と呼ぶにふさわしい。もう一方の「真実」であり、「記憶された事実」でもある。そこに感じるいとおしさの泉は決して枯れることはないだろう。

それは歴史学云々よりも、人としての根源から湧き出る無垢な欲望からだ。

そんな思いを伊方を散策しながら、とわずがたりに書き記したい。

『ニューシネマパラダイス』
湊浦から小中浦へ旧国道が大きく右に曲がるカーブの袖に「湊座」がある。

明治時代に創業し、かつては芝居小屋として、昭和には映画館として稼働したこの劇場は、町の娯楽のシンボリックな存在であったろう。

現在は一階が縫製工場となっているが、チケット売場の跡や「湊座」の壁文字の襷せ方がその年輪を物語る。そして今



も映写室に残る2台の映写機は、館主さんの手で丁寧に梱包され静かに眠りに付いている。こうした映画全盛期の映画館は東日本ではほとんど消滅し、今では四国や九州の田舎でしか見ることができない。昭和33、35年、観客動員と映画館数のピークを迎えた日本の映画界も娯楽とハードの多様化で斜陽産業の代名詞となってしまう。

地方の映画館が転廃業し次々と姿を消していく一方で、十一年程前のシネマコンプレックス(複合映画館)の出現は映画館産業の復権を予感させた。かつて村浦に一つはあった娯楽と心の広場である映画館が郊外に活路を見つけモータリゼーションの波間に浮かんでいるのだ。

川柳クラブ

海洋汚染亀の涙が止まらない
立てないが地を這う術を知る南瓜
ぬるま湯にたつぷりつかる平和呆け
三日三晩梅干しにもあるドラマ
「異常無し」カメラに写るピンクの胃
憎めない西瓜だけれど尻叩く
口火切る勇氣の人に拍手する
「暑いおう」二言目には出る言葉
頼られる間が華よ孫の守
蟻の主義きりぎりすには解らない
真相がだんだん解ける調べ室
改革を足で果たした黄門さん
「川柳は町内一円です。会員を募っております 希望者は役員へ申し込み下さい。」

田辺 進水
上野 進
木下 一昭
上田 二三男
池田 君子
菊池 真志江
篠川 佳津子
稲月 シゲ子
木戸 恵津子
松坂 正子
門田 千枝
梶谷 芳泉

(伊方町川柳会)

図書室だより

残暑お見舞い申し上げます。
子どもの頃には短かった夏休み、親の身になると長く感じられます。毎年八月は、私にとって暑さのなか平和を思う月です。
が、今年は心穏やかに過ごせません。過ちをくり返さないために歴史を学び、人の心の痛みを知る努力を怠ってはならない、と思うのですが。

○捨ててこそ生きる 一瀬 遊行上人
新刊をご紹介します。

- 伊予小松藩会所日記 栗田 勇 である。(池澤夏樹氏評)
 - 谷内六郎文庫153 素朴で、郷愁を誘う、少し寂しげな印象。ある世代以上の人にとって、忘れられない彼の絵、亡父がよく手にしていた「週刊新潮」の表紙。没後二十年経って三冊の画文集となる。
 - 伊予灘漁民誌 波部 文也 高津 富男 謝 孝浩 文章も味わい深い。
 - スピテイの谷へ スピテイは、インド最北端ヒマラヤ山脈の裾野に位置する地域。この山間の地と村人に魅せられた旅の記録である。
 - 「人とはこんななにとおもしろいのか」 「この本は決して清涼剤ではない。軽い桃源郷レポートではない。われわれの生きかたに対する根源的な詰問
 - 「自分の木」の下で 川上 弘美 松浦 寿輝 大江健三郎 田辺 聖子
 - 焼ざかり花の旅笠 田辺 聖子
 - スターガール ジェリー・スピネッツリ
- ご利用、お待ちしております。



防災の日
(9月1日)



敬老の日
(9月15日)

10月		OCTOBER				
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

くらしのカレンダー

●…教育 ■…保健 ☆…衛生 ○…その他

月日(曜)	行 事	月日(曜)	行 事
9/1(土)	☆ 不燃物収集日(大浜・中之浜・仁田之浜・湊浦)	16(日)	
2(日)	■ 日曜健診 { 胃・大腸検診 7:00~9:00 CT・CR検診 7:00~10:00 基本健診・骨粗鬆症検査 8:30~10:00 婦人がん検診 10:00~11:00	17(月)	
3(月)	☆ 不燃物収集日(河内・小中浦・中浦・川永田・有寿菜地区)	18(火)	■ 栄養学級⑤(町民会館9:30~13:00) ■ なかよし広場(保健センター 9:30~11:30) ■ 育児相談(保健センター13:00~14:00)
4(火)	☆ 不燃物収集日(豊之浦・九町地区) ■ 三種混合予防接種①(保健センター10:30~11:00) ■ 三種混合予防接種①(九町診療所13:15~13:30)	19(水)	■ リハビリ教室(保健センター13:00~15:00) ○ 心配ごと相談(町見公民館13:00~17:00)
5(水)	■ リハビリ教室(保健センター13:00~15:30) ☆ 不燃物収集日(二見地区・九町越) ○ 心配ごと相談、行政相談(町民会館13:00~17:00)	20(木)	■ 生活習慣病予防講座②(保健センター13:30~15:30) ☆ 空缶収集日(川永田・豊之浦を除く伊方地区)
6(木)	■ 3才児健診(保健センター13:00~14:00)	21(金)	☆ 不用犬の回収日(役場・町見支所8:30~9:00) ☆ 空缶収集日(川永田・豊之浦・町見地区)
7(金)	☆ 不用犬の回収日(役場・町見支所8:30~9:00)	22(土)	☆ 発泡スチロール収集日(町内全域)
8(土)		23(日)	🍁 秋分の日
9(日)		24(月)	☆ 空ビン収集日(川永田・豊之浦を除く伊方地区)
10(月)	○ 下水道の日	25(火)	■ 三種混合予防接種②(九町診療所13:15~13:30) ■ 健康ひろば(新川会館13:30~15:00) ☆ 空ビン収集日(川永田・豊之浦・町見地区)
11(火)	■ 生活習慣病予防講座①(保健センター13:30~15:30)	26(水)	■ 三種混合予防接種②(保健センター10:30~11:00) ○ 健やか講座②(保健センター13:30~15:30) ○ 税の徴収(向公民館13:30~16:00)
12(水)	■ 心の健康づくり講座(保健センター13:30~15:30)	27(木)	■ 生き生きクラブ(ワークいかた13:00~15:30) ○ 税の徴収(大成老人憩いの家 9:30~12:00) ○ 税の徴収(鳥津集会所13:00~15:00)
13(木)	■ 健やか講座①(保健センター13:30~15:30)	28(金)	■ 心のふれあい運動会(町見体育館12:30~15:30) ○ 税の徴収(豊之浦集会所 9:30~14:00)
14(金)	■ 訪問リハビリ(13:00~)	29(土)	
15(土)	🍁 敬老の日	30(日)	